

あなたと資産の安心のために

# 金融商品の セーフティネット

野村證券



## はじめに

金融商品にはさまざまな種類がありますが、金融機関の破たんなどにより、株式や債券はどうなるのか、あるいは自分の預金はどうなるのか、ちゃんと返ってくるのだろうかということは、気になるところです。

この冊子は、金融機関が破たんした場合に備えて、株式、公社債、投資信託、預金、貯金、保険などが、どのような保護を受けているかを簡単に説明したものです。

個別金融商品の保護に関する詳細については、取扱金融機関にご確認下さい。

2009年6月  
野村證券株式会社

### セーフティネット

金融商品が多様化し、資産形成・運用における自己責任の部分が大きくなるにつれ、金融機関が経営破たんしたときの投資者(投資家)や預金者、保険契約者(以下、預金者等)を保護するための仕組みが注目されるようになってきました。

この冊子では、その仕組みを総称して「セーフティネット」と呼びます。これは直訳すると安全網という意味で、一般には

サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、演技者の落下に備えて張られている網のことを指します。

セーフティネットは法律に基づき、あるいは業界の取り決めとして制度化されています。その主なものとして、金融商品別に「投資者保護基金」「預金保険制度」「保険契約者保護機構」などがあります。

この冊子の内容は2009年6月15日現在の情報に基づいております。

## 金融商品保護の仕組みと内容

### 投資者保護基金

証券会社に預けた有価証券や資金を保護する基金

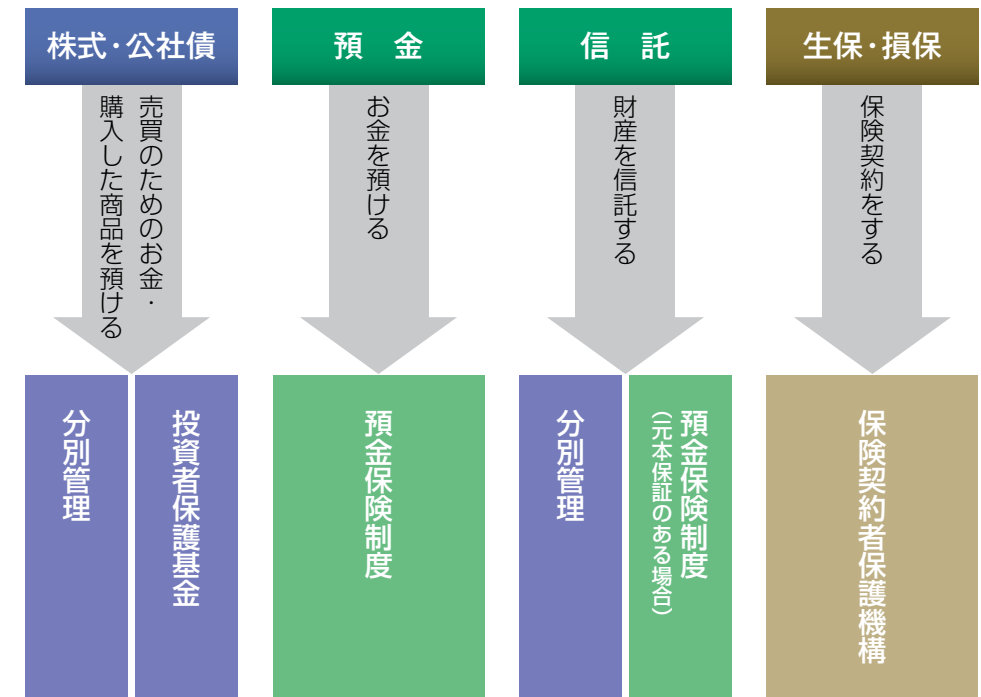
### 預金保険制度

預金・信託等を保護する制度

### 保険契約者保護機構

保険を保護する組織(制度)

(注) 各セーフティネットの詳細は必ず各種制度の資料(ホームページ等)にてご確認ください。  
(出所) 各種資料より野村證券投資情報部作成



(出所) 金融広報中央委員会「金融商品の保護」より野村證券投資情報部作成

証券会社が破たんした場合のセーフティネット

## 投資者の保護について…………… 5

証券会社が破たんしたら、株式や債券はどうなるのですか？……………	6
株式や債券の発行会社が倒産したらどうなるのですか？……………	7
証券会社の分別管理とはどういうものですか？……………	8
■分別管理……………	9
■投資者保護基金……………	10
証券会社が破たんした場合、どんな資産がどれくらい補償されるのですか？…	11
■補償対象債権と保護の範囲……………	12
証券会社が破たんした場合、投資信託はどうなるのですか？……………	13
■投資信託のしくみ……………	14
証券保管振替機構(ほふり)が破たんしたらどうなるのですか？……………	15
口座管理機関等の入力ミスやほふりのシステムダウンによって 投資者に損害が生じることはないのですか？……………	16
■振替制度と加入者保護信託……………	17

銀行が破たんした場合のセーフティネット

## 預金者の保護について…………… 18

どんな預金もすべて保護されるのですか？……………	19
■預金保険制度……………	20
■対象預金等と保護の範囲……………	21
「1,000万円まで保護する」というのは具体的にどういうことですか？……………	22
ペイオフとはどういう内容なのですか？……………	23
保護の範囲である1,000万円を超えた分はどうなるのですか？……………	24
■預金等債権の買い取り……………	25
預金等は金融機関の破たん後、すぐに払い戻されるのですか？……………	26
住宅ローンなどの借入金はどうなるのですか？……………	27
ゆうちょ銀行や農漁協の貯金も預金保険で保護されるのですか？……………	28
信託銀行の信託商品はどうなるのですか？……………	29

保険会社が破たんした場合のセーフティネット

## 保険契約者の保護について…………… 30

保険会社が破たんしたら加入していた保険はどうなるのですか？……………	31
保険契約はどのように継続されるのですか？……………	32
保険契約者保護機構とはどのような制度ですか？……………	33

## 金融機関の安全性を知るには…………… 35

金融機関の安全性をチェックするにはどうすればいいですか？……………	35
■格付け……………	36

## 投資者の保護について

2009年1月5日から上場会社の株券電子化がスタートしました。株式や債券などの有価証券に投資すると、口座管理機関(証券会社等)を通じて、証券保管振替機構(ほふり)等にて管理されます。万一、購入窓口の証券会社が破たん(証券会社としての登録取り消しや破産の申し立てなどが行われること)したら、投資者の有価証券はどうなるのでしょうか。

この場合、投資者はその証券会社に投資したわけではありません(その証券会社の発行する株式や社債などを購入した場合は別)。そのため、証券会社の破たんは投資者の預託した資産には影響を及ぼしません。

株式などの売買代金を預けている場合もありますが、そのお金も信託銀行に信託することになっており、投資者の資産として安全が図られています。これも返還を求めれば戻ってきます。

また、証券会社の破たん時に、投資者の保護のために証券会社から確実に返還を受けたり、返還がうまくいかなかったときに補償をする仕組みもあります。

## Q 証券会社が破たんしたら、株式や債券はどうなるのですか？

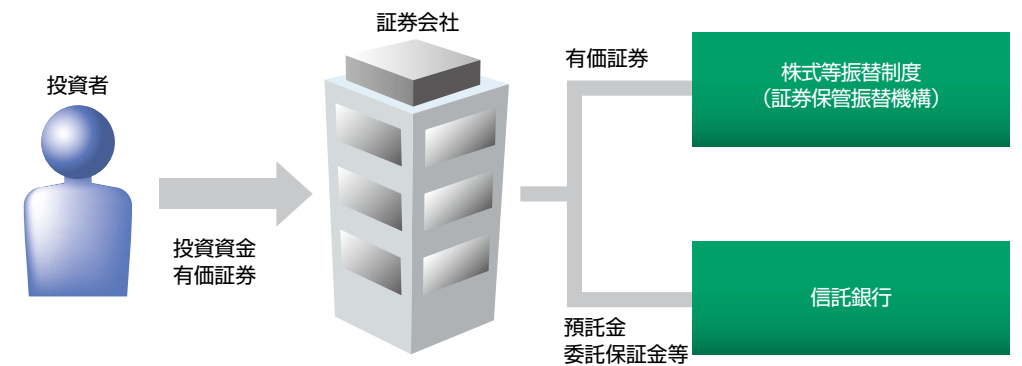
A 破たんした証券会社の発行した株式や社債に投資した場合でなければ、資産は返還されます。

### 解 説

2009年1月5日から上場会社の株券電子化がスタートしました。株式や債券などの有価証券に投資すると、口座管理機関(証券会社等)を通じて証券保管振替機構(ほふり)等にて管理されます。証券会社は投資者の有価証券を分別管理することが義務付けられており、証券会社自身の資産と明確に分別されています。そのため、証券会社が破たんしても投資者の権利には何の影響も及ぼしません。

また、株式などの売買代金を預けている場合もありますが、そのお金も証券会社から信託銀行に信託することが義務付けられており、投資者の資産として安全が図られています。

証券会社が破たんした場合でも、投資者が請求すれば預け金の返還を受けることができます。また、振替口座簿への記録は継続されます。



### MEMO

#### 証券会社の経営破たん

証券会社としての登録取消や、破産申立て等があった場合がこれにあたります。例えば、放漫経営などによって赤字が長引き、財務内容が悪化して債務超過に陥ったり、自己資本の取り崩しが進んだ結果、破たんに至るといったケースです。

# Q 株式や債券の発行会社が倒産したら どうなるのですか？

**A** 株式や債券は大幅な価格下落が生じます。元本はもちろん、配当や利息なども受け取れなくなる場合があります。そして、これらの損失は一切補償されません。

## 解 説

株式の発行会社(ここでは上場企業)が倒産した場合、株式は整理ポストに移され、一定期間後に、上場廃止となります。整理ポストにある間は株価は1円や2円などの水準で推移するのが一般的で、上場廃止と同時に市場で売却ができなくなります。

一方、債券の発行会社が倒産した場合には、利息の支払いや元本の償還が遅れたり、行われなくなることがあります。

そして、発行会社の倒産に伴って生じた株式や債券の損失はどこからも一切補償されません。いわゆる自己責任原則によ

り、それらの損失は投資者が負うこととなるのです。

それだけに、株式や債券に投資するときは発行会社・機関の経営内容や財務内容などを十分チェックすることが大切で、保有している間もこれらに注意を払っておく必要があります。

なお、債券に投資するときは、その発行会社の元本・利息の支払いの確実性を示す格付けを参考にするとよいでしょう(36ページ参照)。

# Q 証券会社の分別管理とは どういうものですか？

**A** 証券会社が投資者から預かった資産を自社の資産と明確に分別して管理することにより、証券会社が破たんしても投資者の資産が保護される制度・仕組みのことです。

## 解 説

「分別管理」とは、証券会社が預かっている投資者の資産を、自社が保有する資産とは明確に区別して管理することにより、証券会社が破たんした場合でも、投資者の資産が保護される制度・仕組みです。

2009年1月より、株券の電子化がスタートしました。投資者の有価証券やお金

は、証券会社自身が保有する有価証券やお金とは分別して管理されています。

この「分別管理」がしっかり守られていれば、仮に証券会社が破たんしても、投資者の資産は別途確保されているため、預けた資産の返還を受けることができます。「分別管理」は安心の「要」なのです。

### ■ 分別管理の対象と管理の方法

	具体例	分別管理の方法
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式・債券など</li> <li>● 代用有価証券(11ページMEMO参照)</li> </ul>	「顧客有価証券」と証券会社自身が保有する「固有有価証券等」を明確に区分し、かつ、顧客有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で管理されます(証券会社の帳簿によって、誰が何をいくら持っているかを管理しています)。
お金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の買い付けに伴い預けた現金</li> <li>● 受渡日を過ぎた売却代金・配当金・分配金・利子・償還金等で、証券会社に預けたまま、受け取っていないものなど</li> </ul>	左記のお金などの合計額から、買い付けにあたって証券会社が立て替えた金額などを控除した額が、証券会社が破たんした場合に返還すべき額(「顧客分別金」といいます)として、信託銀行へ信託されます。

金融広報中央委員会「金融商品の保護」より

## MEMO

### 国債や地方債なら安全？

国債は国が発行する債券のため、安全性は債券の中では高いといえるでしょう。一方、地方債は都道府県や市町村などの地方公共団体が発行する債券で、こちらも安全性は高いといえるでしょう。ただし、一般の投資者も購入が可能な公募地方債は発行できる団体が限られています(一定の条件を満たしていることが必要)。

## MEMO

### 混蔵保管

ある投資者の有価証券を他の有価証券と一緒に保管すること。ただし、個々の投資者の持ち分は帳簿で判別できるようになっています。

## 分別管理

野村証券では関連各法を遵守し、お客様からお預りした金銭と有価証券を厳格に分別管理しています。

お預り金銭は当社自身の金銭と分別し、顧客分別金として信託銀行に信託しています。顧客分別金とは下記のようなものです。

	分別管理の対象	分別管理の方法
顧客分別金	有価証券関連業に係る顧客との取引に関して顧客から預託を受けた金銭→具体的には、預け金、募集受入金など。	信託銀行へ信託されます。野村証券では、毎日お客様ごとの分別金とその合計を計算し、信託財産の差し替えを行っています。

お客様よりお預りしている有価証券は、野村の証券取引約款第33条(法人のお客様については第25条)に基づく以下の管理形態で「分別管理」しております。

有価証券区分	当社の管理形態
国内株式	法令に基づき、当社資産とは分別して管理、記録等を行います。
国内債券	金融商品取引所の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して管理しております。また、振替決済の対象とならない保護預り証券については、特にお申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して管理することがございます。また、国債の振替決済にかかる国債証券については、法令に基づき、当社資産とは分別して管理、記録等を行います。
国内投資信託 受益証券	特にお申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して管理、記録等を行うことがございます。
外国証券	海外の管理機関において、混蔵して管理しております(現地管理機関の国内の諸法令及び慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って管理しております)。
株式ミニ投資に おける単元未満株	野村証券株式累積投資(またはミニ投資)口名義の口座への記録により管理しております。
株式累積投資	

※詳細につきましては、「野村の証券取引約款」をご参照ください。

なお、混蔵して管理する場合もしくは、株式累積投資(またはミニ投資)口名義の口座への記録により管理する場合であっても、お預り有価証券とその他の有価証券(当社で所有する有価証券)を帳簿などで区分管理し、お客様ごとの持ち分が直ちに判別できるようにしています。

### ■「顧客資産の分別管理に関する法令遵守の検証」について

野村証券では、「新日本監査法人(アーンスト・アンド・ヤング・シンニホン)」に米国の検証基準に準拠して、「顧客資産の分別管理に関する法令遵守の検証」を依頼し、平成21年6月15日に、平成21年3月31日現在において野村証券株式会社は、すべての重要な点において、顧客資産の分別管理に関する法令を遵守していたものと認める主旨の検証報告書を受領しております。

## 投資者保護基金

投資者保護基金は証券会社の破たんによって投資者に損失が及ぶとき、その損失を補償する制度です。

証券会社が破たんしたとき、その証券会社が分別管理を徹底していても、投資者の資産に経済的不利益が生じる場合があります。その場合に生じた損失を補償するのが投資者保護基金です。

現在、わが国には「日本投資者保護基金」があり、わが国で証券会社(外国証券会社はその在日拠点)は、金融商品取引法によって投資者保護基金に加入することが義務付けられています。

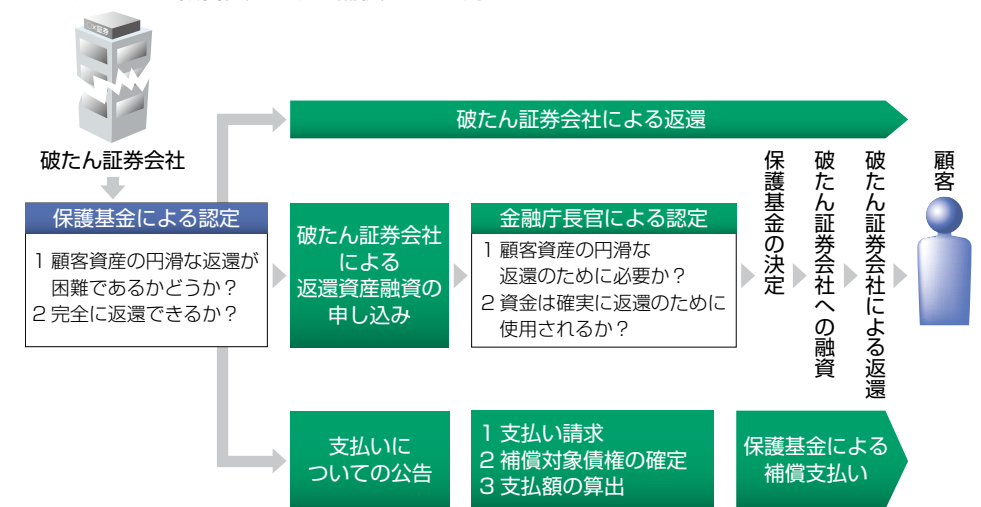
投資者保護基金が投資者に補償をするのは、分別管理の徹底が図られていなかった場合の顧客の損失の他、(1)「顧客分別金信託」のタイムラグ、(2)事故などによって顧客資産の完全な返還ができないとき、(3)返還に著しく時間がかかるときなどです。

具体的には以下のような流れで補償が

進められます。まず、投資者保護基金が破たん証券会社の顧客資産を確認します。そして、破たん証券会社の財産の状況や分別保管の状況に照らし、顧客資産の円滑な返還が難しいと認定した場合、その認定と補償支払いの請求(届出期間、届出場所など)に関して公告します。破たん証券会社の顧客はそれに基づいて請求します。請求を受けた投資者保護基金では顧客資産の内容を精査し、補償支払い額を決定して顧客に支払います。

なお、適格機関投資家と国・地方公共団体、日銀、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構などはこの補償の対象外となっています。また、他人の名義をもって顧客資産を有している一般顧客も、基金による支払の対象から除かれる者とされています。

### ■破たんから顧客資産返還・補償までの流れ



金融広報中央委員会「金融商品の保護」より

# Q 証券会社が破たんした場合、どんな資産がどれくらい補償されるのですか？

**A** 破たん証券会社が預かっていた顧客資産のうち、円滑な返還が難しいと投資者保護基金が認めたものが補償の対象となります。補償の限度額は1顧客当たり1,000万円です。

## 解 説

顧客資産とは株式や債券などの売買や保護預りなどに伴い、一般顧客が証券会社に預けた有価証券とお金のことです。ここでいう一般顧客とは、証券会社の本店その他の国内の営業所(外国証券会社の場合は国内に設けられた拠点)を相手に、有価証券関連業または、有価証券関連業に付随する業務に係る取引をする個人と法人のことです。

この顧客資産のうち、円滑な返還が難しいと投資者保護基金が認めたものが補償の対象となります。これを「補償対象債権」といいます。

ただし、補償対象債権がすべて返還されるわけではありません。補償対象債権か

ら(1)補償対象債権のうち担保権の目的として提供しているものと、(2)破たん証券会社に対して顧客が負っていた債務を控除した金額です。

しかも、1顧客当たり1,000万円が限度で、1,000万円を超える場合は1,000万円が支払われます。

また、外国為替証拠金取引などの店頭デリバティブ取引や外国市場デリバティブ取引に係るものなどは補償の対象外となります。

なお、補償対象が有価証券の場合、原則として補償を行う旨の公告がなされた日の最終価格(終値)を基準として評価した額(時価)がお金で支払われます。

## MEMO

### 代用有価証券

たとえば、信用取引の委託保証金などは本来お金で差し入れることになっています。しかし、一定の条件のもと、有価証券で代用することが認められています。その有価証券のことを代用有価証券といいます。代用有価証券も証券会社の分別管理の対象となっています。なお、信用取引等について評価損が発生している場合には、補償対象債権のうち補償される金額が減少しますのでご注意ください。

## 補償対象債権と保護の範囲

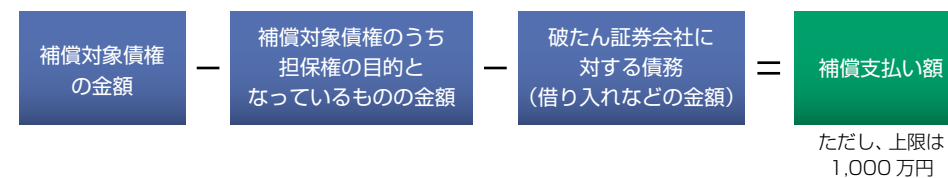
一般的な証券取引が補償の対象になります。外国為替証拠金取引などの店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引などは保護基金の補償対象とはなりません。

### 補償対象債権と保護の範囲

	補償の対象となる有価証券・お金(※)	補償対象にならないもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振替口座簿中の顧客口座への記録により管理される有価証券</li> <li>●下記取引にかかる有価証券               <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式・債券等の売買</li> <li>○保護預り</li> <li>○投資信託の販売など</li> </ul> </li> <li>●信用取引の委託保証金(代用有価証券含む)</li> <li>●証券取引所における先物取引・オプション取引の委託証拠金(代用有価証券含む)</li> </ul>	店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引に係るものなど
保護の限度額	保護基金が合計1,000万円まで補償	—

※これらの顧客資産のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるもの=補償対象債権

### 補償支払い額の計算



### 補償対象の有価証券の評価の基準

#### ●取引所の上場銘柄

補償を行う旨の公告日に取引所であった最終価格

※最終価格がつかなかった場合は、以下のどちらかを保護基金が指定する

・補償を行う旨の公告日に証券業協会が発表した気配相場

・補償を行う旨の公告日より前に取引所であった最終価格のうち直近のもの

#### ●店頭売買銘柄

補償を行う旨の公告日に証券業協会が公表した最終価格

※最終価格がつかなかった場合は、補償を行う旨の公告日より前に証券業協会が公表した最終価格のうち直近のもの

金融広報中央委員会「金融商品の保護」より

# Q 証券会社が破たんした場合、投資信託はどうなるのですか？

**A** 投資信託は販売、運用、その運用資産の管理の各段階で、それぞれの専門機関が受益証券や投資した有価証券などを自身の財産と区別して管理し、投資者資産の安全確保が図られています。

## 解 説

投資信託(ここでは従来の契約型証券投資信託。以下同じ)において、販売は証券会社(取扱証券会社)、運用は投資信託委託会社(委託者)、運用資産の管理は信託銀行(受託者)といったように、専門機関が運営を分担しています。

投資者の資産は各機関ごとに自身の財産と区別して管理されるため、いずれの機関が破たんしてもその安全が確保されています。

たとえば、受益証券は有価証券として株式や債券などと同様、証券会社の資産とは別に厳格に分別管理されます。

また、投資信託委託会社で運用される投

資者資産は信託銀行に信託されます。このため、投資信託委託会社の資産と完全に切り離されます。

そして、信託銀行では投資信託ごとに信託財産として自社の財産とは別に管理されています。

このように、投資信託に投資された投資者資産は運営の仕組みの各段階で分別管理されるため、安全確保が図られているのです。

ただし、投資信託の評価損や解約・償還などは株式や債券同様、投資者の自己責任とされ、補償されません。

### MEMO

#### ETFと不動産投資信託

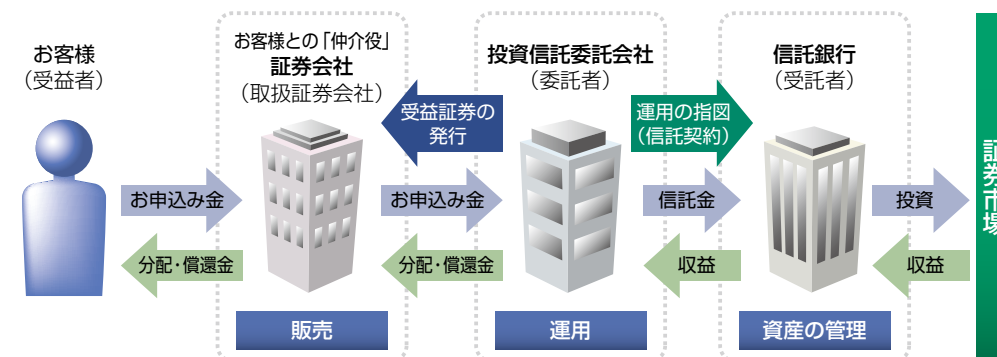
ETF(上場投資信託)についても、その投資者保護の仕組みは、ほぼ投資信託と同様で、指定参加者(証券会社)、運用会社(投資信託委託会社)、信託銀行がそれぞれ自身の資産と預かった資産を分別して管理することで、投資者資産の安全を確保しています。

不動産投資信託も投資信託と同じように、集められた資金の運用は外部の運用会社に委託され、資金は信託銀行などの資産管理会社によって分別管理される仕組みになっています。

## 投資信託のしくみ

投資家から集めた資金をプロが運用する金融商品である投資信託は、投資者資産の安全確保も合理的に行っています。

投資信託は一般に下図のように運営されています。販売、運用、運用資産の管理の各業務を専門機関が分担しており、投資者資産の安全が各段階で図られています。



では、各専門機関が破たんするとどうなるか、検討してみましょう。

まず、販売会社ですが、投資信託の受益証券は分別管理が義務付けられています。このため、販売を担当する証券会社などが破たんしたときは通常、他の販売会社に移管することになります。

次に、投資信託委託会社は投資信託を設定し、運用の指図を行うことを業務としています。投資者の資産は信託銀行に信託されているため、投資信託委託会社の財産とは完全に区別されています。そこで、投資信託委託会社が破たんしたときは信託財産を別の投資信託委託会社が引き継ぐか、繰り上げ償還されることとなります。

ただし、別の投資信託委託会社が引き継

いだ場合、運用を担当するファンドマネージャーが代わる可能性が高いため、運用そのものについては多少なりとも影響を受けるでしょう。

そして、信託銀行は投資信託委託会社から信託された財産を自社の財産と区別して管理することが義務付けられています。このため、投資者資産は信託銀行の破たんの影響を受けません。ただし、その投資信託の受託銀行は変更されることとなります。

なお、投資信託の信託財産に組み入れられた株式や債券の発行会社などが破たんしたときは、その株式や債券の価値が大幅に下落するため、基準価格は影響を受けることが予想されます。



# Q 証券保管振替機構(ほふり)が破たんしたらどうなるのですか？

**A** ほふりは金融庁等による監督を受けており、何か問題があれば行政処分の対象になります。万が一ほふりが破たんしても振替口座簿にある株式等は投資者の財産ですので、その株式等を第三者が所有したり、株式等が差し押さえられたりすることはありません。

## 解 説

2009年1月5日、上場会社の株券電子化がスタートしました。現在、投資者の株式等は、株式等振替制度の下で、口座管理機関(証券会社等)を通じて証券保管振替機構(ほふり)が提供する振替口座簿という電子的な記録で管理されています。投資者が株式等を売買するときは、振替口座簿において口座間で振り替えが行われます。

ほふりの業務は振替口座簿の記録、管理など投資者の権利関係に直接影響を及ぼすものであるため、「社債、株式等の振替に関する法律」という法律に基づいて振替業を公正かつ的確に遂行するための一定の要件を満たす株式会社として、主務大臣(内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣)の指定を受けています。そのため、ほふりは業務や財産に関して金融庁等の監督当局に

報告を行い、検査を受けなければなりません。

ほふりの業務の運営や財産の状況に何か不適切な問題がみつければ業務改善命令等の行政処分の対象になります。仮にほふりが振替業を適正に継続することが困難となった場合には、主務大臣はほふりに対して他の株式会社に振替業を移転することを命じることもできます。

このようにほふりは金融庁等の監督を受け、問題があれば是正する仕組みが設けられています。さらに、万が一ほふりが破たんするようなことがあっても、振替口座簿に記録された投資者の株式等はその投資者に権利が帰属しています。したがって、ほふりが破たんしても投資者が権利を失うことはありません。

## MEMO

### 有価証券のペーパーレス化

2009年1月5日から上場会社の株券が電子化され、証券決済の効率性・安全性を高める有価証券のペーパーレス化の取り組みが完了しました。すでに2002年に短期社債(CP)、2003年に国債、社債等のペーパーレス化が実現しています。

# Q 口座管理機関等の入力ミスやほふりのシステムダウンによって投資者に損害が生じることはないのですか？

**A** 振替口座簿の入力ミスによって損害が生じて、入力ミスをした口座管理機関等に損害賠償の責任があります。また、ほふりはシステムダウンに対しても万全の体制を敷いています。

## 解 説

投資者の株式の譲渡などに伴って、口座管理機関(証券会社等)が振替口座簿に記録を行う場合、入力ミスが生じる可能性はゼロではありません。その場合は、入力ミスを行った口座管理機関に投資者の損害を賠償する義務が生じます。ほふりのミスによって投資者に損害が生じる場合も同様です。

ただし、口座管理機関等の入力ミス等によって投資者に損害が生じ、さらにその口座管理機関等が破たんしてしまった場合は、その口座管理機関等から損害賠償を受けられない可能性も考えられます。「社債、株式等の振替に関する法律」はそうした事態も想定して、加入者保護信託という投資者を保護するためのセーフティネット

を設けています。これは、万が一口座管理機関等が入力ミスを行い、投資者に損害が発生したにもかかわらず、損害賠償を行わずに破たんした場合、投資者一人当たり1,000万円を上限に加入者保護信託が投資者の補償を行う仕組みです。

一方、ほふりが業務上利用しているシステムについては、システムの安定的な運用や高度なセキュリティを確保するために万全の措置がとられています。通常の業務処理が行われているシステムのデータは、ほぼリアルタイムでバックアップされており、システムダウンに対しても直ちに対応をとることができる体制をとっています。

## MEMO

### ほふりのバックアップ体制

ほふりでは、バックアップセンターを設けてバックアップデータを管理しています。仮にシステム・ダウン等が発生しても、バックアップデータを用いてほふりの業務を継続、または迅速に復旧することが可能です。

## 振替制度と加入者保護信託

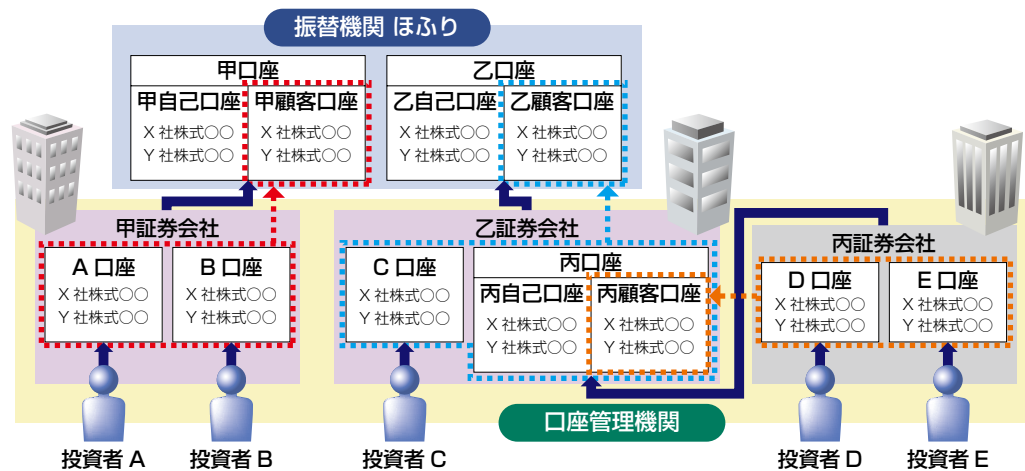
投資者の口座は口座管理機関(証券会社等)や振替機関(ほふり)の振替口座簿において、顧客口座として口座管理機関等の自己口座と分けて管理されています。

株式等振替制度では、株式は振替口座簿に電子的に残高が記録されることで投資者の権利が生じます。振替口座簿は振替機関である証券保管振替機構(ほふり)が管理しています。証券会社等は口座管理機関となることで、振替口座簿を備えつけ振替業を行うことができるようになります。

口座管理機関は、自己で保有する証券を記録するための自己口座と分けたかたちで、自己分以外の証券を記録する顧客口座を設けなければなりません。すなわち、証券会社等が保有する自己の株式と投資者の株式とは分別して管理されています。したがって、証券会社等が破綻しても分別管理されていれば問題はありません。

振替口座簿は電子データですので、振替機関や口座管理機関の誤記載等(入力ミス等)により投資者に損害が生じるかもしれません。しかし、その場合は、誤記載等によって生じた損害は誤記載等を行った振替機関や口座管理機関が損害賠償の責任を負うことになっています。

しかし、振替機関や口座管理機関が誤記載等により投資者に損害を与えた場合で損害に係る債務を弁済し終えないまま破産宣告等を受けたときは、投資者の損害は回復できません。そこで、株式、社債等振替法は、加入者保護信託というセーフティネットを設けています。この仕組みによって、誤記載等を行った振替機関等が破綻しても、投資者は一人当たり1,000万円を上限として誤記載等により受けた損害を補償されることになります。加入者保護信託の負担金は振替機関や口座管理機関に支払いが義務づけられています。



銀行が破たんした場合のセーフティネット

## 預金者の保護について

預金とは一体なんでしょうか。預金者から見れば、単にお金を預けることかもしれません。しかし、銀行から見た場合、預金者からお金を借りていることとなります。そのため、銀行などは預金者に対して、いわば借り入れ料として利息を支払うわけです。

したがって、銀行が破たんすると、借主が破たんしたことになり、お金は返ってきません。

しかし、それでは銀行を信頼し、生活資金などを預けた預金者は立ち行かなくなります。そこで、銀行に保険料の支払いを強制し、銀行の破たん時には保険金の支払いという形で預金者を一定範囲保護することにしました。この仕組みが預金保険制度です。

銀行等の破たんなどから預金を保護する方法は2つあります。1つは預金者に対して保険金が支払われる方法です。これを「ペイオフ」といいます。もう1つは経営が破たんした銀行などから預金等を引き継ぐ救済金融機関に対して、預金保険機構が「資金援助」を行い、預金等が継続される方法です。

この2つの方法のうち、優先されるのは影響が限定的とみられる後者です。というのも、ペイオフが適用されると、破たんした銀行などの金融機能(例えば、口座振替や公共料金の自動引き落とし等の決済、住宅ローンの借り入れなど)は停止・清算され、さまざまな混乱を伴うと予想されるからです。



# どんな預金も すべて保護されるのですか？



原則として普通預金や貯蓄預金、定額預金、定期積金などと、元本補てん契約のある金銭信託などが保護の対象ですが、保護される範囲(金額)は利息のある・なしなどの条件によって異なります。利息がつかないなどの条件を満たす預金については全額保護され、その他の預金等は対象預金等を合算して元本合計1,000万円までとその利息等が保護の範囲となっています。

### 解 説

預金保険制度の対象となる預金等(=付保預金)と保護の範囲は、利息のある・なしによって異なります。

当座預金や無利息の普通預金のように、「無利息、要求払い(預金者がいつでも払戻しを請求できること)、決済サービスを提供できること(引き落とし等ができる口座であること)」という3要件を満たす預金を「決済用預金」といいます。

決済用預金については全額保護され、そ

他の預金等は対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の範囲になります。どの預金が決済用預金にあたるかについては、各金融機関にお尋ね下さい。

なお、保護の対象は、国内にある預金等に限られます。国内に本店のある銀行であっても、海外支店の預金等は保護されません。また、国内にある預金等でも、外国銀行の在日支店にあるものは、保護されません。

### MEMO

#### 金融機関の経営破たん

預金保険金支払いの原因となる銀行などの経営破たんには、通常2つのパターンがあります。1つは、預金等の払い戻しの停止です。利益を生まない資産や回収できない貸付金などが増えて資金のやり繰りに行き詰まり、預金等の払い戻しに充てられる資金が少なくなる状態です。もう1つは他の金融機関でも起こりうることで、財務内容が悪化し、債務超過に陥ることです。放漫経営などによって赤字が長引き、自己資本の取り崩しが進み、破産宣告または解散の決議、銀行等の免許取消がある場合です。

## 預金保険制度

預金保険制度は預金保険機構によって運営されています。

預金保険制度は預金等を扱う銀行など(対象金融機関)の経営が破たんして預金等の払い戻しができなくなった場合、対象金融機関から徴収した保険料をもとに預金者を保護する制度です。この制度は政府や日銀、民間金融機関の出資によって設立された預金保険機構によって運営されています。

預金者が対象金融機関に預金をすると、預金者と対象金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。

預金者保護の方法としては、23ページで触れるようにペイオフと資金援助の2つがあります。

加入の対象となっている金融機関は表のとおりです。わが国に本店のある預金取扱金融機関(預金保険制度の対象となる預金等を取り扱っている金融機関)はすべて加入が義務付けられています。

たとえ預金等を取り扱っていても、政府関係金融機関と外国銀行(海外に本店のある銀行)の在日支店は加入の対象ではありません。ただし、外国銀行などの出資によって日本国内に設立された銀行は加入の対象となっています。ゆうちょ銀行も対象に含まれます。

なお、農協・漁協などの貯金の保護については28ページをご参照ください。

加入対象の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●銀行(日本国内に本店のあるもの)</li> <li>●信用金庫</li> <li>●信金中央金庫</li> <li>●信用組合</li> <li>●全国信用協同組合連合会</li> <li>●労働金庫</li> <li>●労働金庫連合会</li> </ul>
加入対象外の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府関係金融機関</li> <li>●日本国外に本店のある外国銀行の在日支店</li> </ul>

## 対象預金等と保護の範囲

保護の対象となる預金等と保護の範囲は預金等の種類によって異なります。

### ■対象預金等と保護の範囲

	商品の分類	保護の内容
対象預金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当座預金</li> <li>●普通預金</li> <li>●別段預金</li> <li>●定期預金</li> <li>●定期積金</li> <li>●貯蓄預金</li> <li>●掛金</li> <li>●納税準備金</li> <li>●通知預金</li> <li>●金融債 (ワイド等の保護預り専用商品)</li> <li>●元本補てん契約のある金銭信託 (貸付信託、ビッグ等を含む)</li> <li>●上記の預金等を除いた積立・財形貯蓄預金</li> </ul>	合算して元本合計 1,000 万円までとその利息等を保護 (ただし、利息のつかない等の条件を満たす預金*は全額保護)
対象外預金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外貨預金</li> <li>●譲渡性預金</li> <li>●保護預り専用以外の金融債</li> <li>●元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット、スーパーヒットを含む)</li> </ul>	預金保険制度による保護はありません

\*決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たすものです。

※国内にある預金等が対象で、海外支店の預金などは除きます。

※担保預金となっている場合には、預金保険機構は、借入金相当額の預金については保険金の支払いを保留することがあります。

※預金保険制度の加入対象金融機関、日本銀行、預金保険機構が預けている預金等は、保護対象外です。

金融広報中央委員会「金融商品の保護」より

## 「1,000万円まで保護する」というのは具体的にどういうことですか？

**A** 預金保険によって保護されるのは「1金融機関につき、1預金者当たり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息」と定められています。

### 解 説

「1金融機関につき、1預金者当たり」という規定はということでしょうか。

まず、「1金融機関につき」とは同じ金融機関の複数の支店に口座がある場合、すべての口座の合計額が対象になることを意味します。また、同じ支店に複数の預金等をしているときもすべての預金等の元本の合計額が対象になります。

次に、「1預金者当たり」とは「預金名義1つ当たり」ということです。たとえば、夫婦や親子で同じ金融機関に口座を開いている場合、実質的な預金者が同一人物でな

い以上、家族の預金を合計することはありません。各預金等の名義が異なっていれば個別に扱われます。

これらを「名寄せ」といいます。名寄せは会社や団体にも同様に適用されます。そのため、A株式会社が東京支店と大阪支店、名古屋支店の名義で同じ金融機関に預金等をしている場合、1預金者として名寄せされます。

なお、当然の事ですが他人名義や架空名義の預金等は保護されません。

### ■預金保険の支払い額(救済金融機関への最低引き継ぎ額)

元本合計が 1,000 万円以下の場合



元本合計が 1,000 万円を超える場合



### MEMO

#### 同名義で立場の異なる預金

ある人が同じ金融機関に異なる立場で預金等を行うことがあります。たとえば、自分自身の資産を預けるほか、会社の代表取締役やマンションの管理組合の理事長などとして、会社や各種団体などの預金等の名義人になるケースです。この場合、会社や団体の預金等は個人名義の預金等と分けて保護されます。

# Q ペイオフとは どういう内容なのですか？

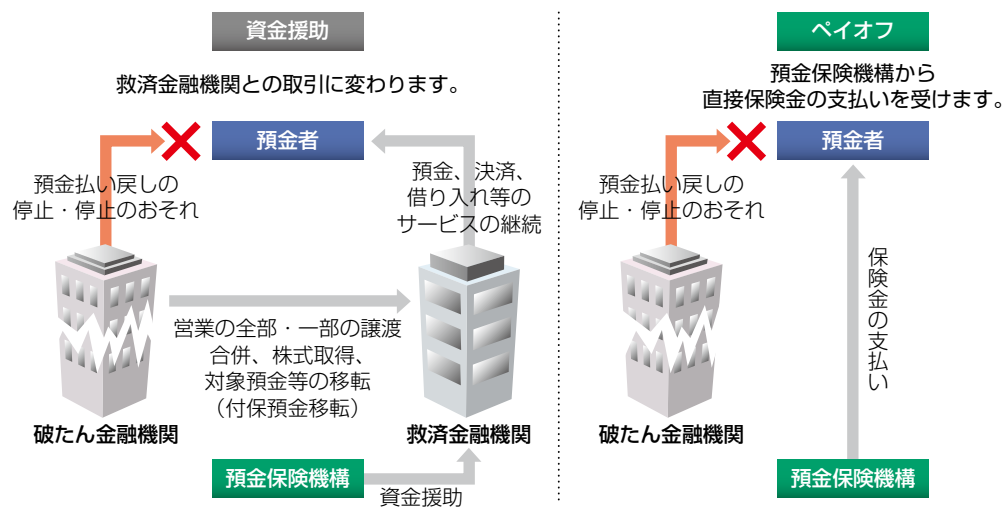
**A** ペイオフとは預金者に対し、預金保険機構から保険金を直接支払うことをいいます。金融機関が破たんした場合の預金者保護の方法の1つです。

## 解 説

「“ペイオフ”が解禁された…」といった記事やニュース解説を、見聞きした方もいらっしゃると思います。ペイオフ(pay off、支払うの意)とは、本来、預金保険金の支払いのことをいいますが、「ペイオフの解禁」という言葉が使われるときには、全額保護が終了し、「1,000万円を超える預金は保護されない」ということを“ペイオフ”と捉えているようです。

また、いわゆるペイオフの解禁の後は、

### ■ 資金援助とペイオフの違い(いずれの場合も、預金保護の範囲は変わりません)



### ■ ペイオフが実施された場合

#### 預金が全額戻らない可能性がある

名寄せの後の預金元本のうち1,000万円を超える部分とその利息部分は、預金者からの請求により破たん金融機関の清算見込み金額に応じて払い戻されます(全く払い戻されないとは限りません)。

#### 手続きに手間がかかる

ペイオフにより、元本の内1,000万円までとその利息に対して保険金を受け取るような事態になった場合には、その支払い期間に、預金者から預金保険機構に対して支払い請求をしなければなりません。

# Q 保護の範囲である1,000万円を超えた分は どうなるのですか？

**A** 預金額に一定の掛け目をかけ、預金保険機構が預金者から預金等を買収する仕組みがあります。このため、1,000万円超過分がすべて返ってこないわけではありません。

## 解 説

銀行などが破たんした場合、保護される預金額は元本1,000万円とその利息です。しかし、元本1,000万円を超える部分とその利息が消滅するわけではありません。破たんした銀行などに預金として残ります。

そこで、この預金を預金保険機構が買収する仕組みがあります。これを「預金等債権の買収制度」といいます。

具体的には元本1,000万円を超える部分に一定の掛け目(=概算払い率、0~100%)を掛けた金額で買収します。概算払い率は破たんした銀行などの残余

財産の状況に応じて、預金者に対してどの程度支払いが可能かという見込みによって決まります。

見込みに基づいて支払うのは預金者の負担を軽減することが目的となっているからです。破たんした銀行は一般企業でいうと破産した状態ともいえます。そのため、本来であれば、預金者の取り分は破産手続きが進まなければ確定しません。しかし、預金者が破産手続きに参加するには多大な労力と時間がかかります。そこで、見込みに基づいて預金等債権を買収することになっているのです。

## MEMO

### 破産手続き

破産の申し立てがあると、裁判所はその原因を検討し、妥当であれば破産宣告が行われると同時に、破産管財人が選任されます。破産管財人は破産者の財産及び債権者の調査を行い、財産の換金を行います。そして、債権者集会が開催され、換金した金額を債権額に応じて配当し、破産終結決定をもって破産手続きは終了します。

## 預金等債権の買い取り

1,000万円を超える部分の元本と外貨預金の元本を合計したものにそれぞれの利息を加え、概算払い率をかけて概算払い額を算出します。

銀行などの経営が破たん後、保有している資産を売却したり、貸付金を返却してもらったりするなど、破産手続きを進めていくうちに、預金者に払い戻せる金額が増えることがあります。たとえば、X%までは払い戻せそうという見込みが立ちます。そこで、その見込みに基づき、預金保険機構がX%相当額で残った預金等を買収すること、これが預金等債権の買い取りの仕組みです。

概算払い額は下記の計算式に従って算出します。

預金等債権の買い取りの対象は預金保険の対象預金等と外貨預金です。外貨預金は預金保険の対象ではありませんが、預

金等債権の買い取りの対象にはなっていません。

さらに、ローンなどの担保に入っている預金等は預金等債権の買い取りの対象ではありません。しかし、ローンなどを完済すれば、その預金等は担保ではなくなります。そのため、買い取り期間内であれば、追加的に買い取ってもらうことが可能です。

なお、預金保険機構が破産手続きによって回収した金額が、手続きの参加などに要した費用を差し引いても、概算払い額より多いことも考えられます。その場合、差額を預金者に追加支払いすることがあります。これを「精算払い」といいます。

### ■ 預金等債権の買い取りにおける概算払い(預金買取額)の計算

$$= \left( \begin{array}{l} \cdot \text{預金保険の対象預金などの} \\ \cdot \text{1,000万円を超える元本} \\ \cdot \text{外貨預金の元本} \end{array} \right) + \text{左記元本につく利息} \times \text{概算払い率}$$

### ■ 預金等債権の買い取りにおける追加支払い(精算払い)の計算

$$= \text{預金保険機構が最終的に払い戻しを受けた額} - \text{概算払い額} - \text{手続参加などの費用}$$

## Q 預金等は金融機関の破たん後、すぐに払い戻されるのですか？

A 通常相当の期間がかかります。そのため、保険金の支払いまでに、かなりの日数を要すると見込まれる場合、普通預金の残高から1口座当たり60万円まで支払いを受けることができます。

### 解 説

普通預金は本来、預金者がいつでも自由に引き出せます。しかし、銀行などの経営が破たんすると、その自由はなくなります。その場合、預金者によっては当座の生活資金に支障を来すことも考えられます。また、公共料金などの決済ができなくなることも想定されます。預金者が事業者なら運転資金が不足し、倒産の危機にさらされることもあるでしょう。

金融機関の破たんにより預金の払戻しができなくなった等の場合、預金保険機構は、保険金の支払いや資金援助などによって預金者を保護します。しかし、預金保険金の支払いなどにかかなりの日数を要すると見込まれる場合もあるでしょう。このような場合に、預金者が必要な請求手続きをすれば、普通預金(総合口座の普通預金も含む)の残高から1口座当たり60万円まで支払いを受けることができます。これを「仮払い」といいます。

預金保険機構では機構が預金者に対して仮払いを行うべきか否かを、破たんの発生後1週間以内に判断します。その結果、仮払いが行われることになった場合、支払期間や支払場所などが公告されます。

その後、保険金の支払いなどが正式に行われる際は仮払いの金額が差し引かれることになっています。預金の払戻しの停止が起きた場合、預金保険機構は、まず1ヶ月以内に保険金の支払いをするかどうかを決定します。保険金が支払われる場合、保険対象となる1,000万円分については、その支払期間、支払場所等が官報・日刊新聞などに掲載されるとともに、各預金者に保険金支払い通知請求書が郵送されます。預金者はこの請求書に基づき、預金保険機構の指定した金融機関で支払いを受けます。仮払いの額が保険金などより多かったときは差額を返還しなければなりません。

なお、1,000万円を超える元本とその利息については、概算払い・精算払いが行われる可能性があります(25ページをご参照ください)。

また、預金等を引き継ぐ銀行などがなかなか決まらないことも考えられます。その場合、預金保険機構が「承継銀行(ブリッジバンク)」を設立し、そこが業務を続けながら救済金融機関を探すこととなります。

# Q 住宅ローンなどの借入金は どうなるのですか？

**A** 預金者が申し出れば、借入金は普通預金などと相殺<sup>そうさい</sup>することができます。そして、相殺しても借入金が残るときは業務を引き継いだ銀行などに返済することになります。

## 解 説

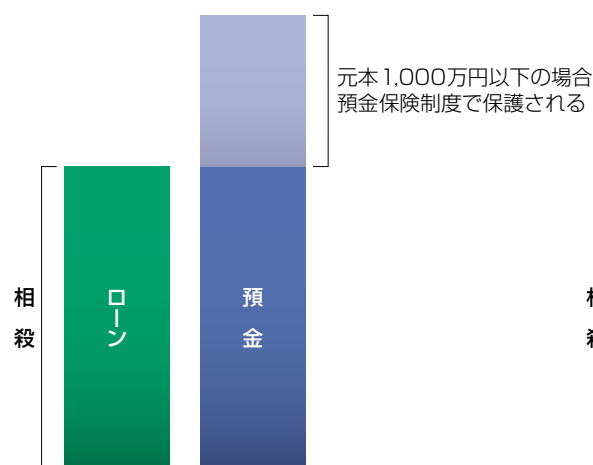
ある二者の間で貸し(債権)と借り(債務)があるとき、債権額と債務額を差し引きすることにより、計算上債権と債務を対当額で消滅させることができます。これを相殺といいます。

預金者が破たんした銀行などに債権(預金等)と債務(住宅ローンなどの借入金)をもっているとき、預金者が申し出れば相殺することができます。

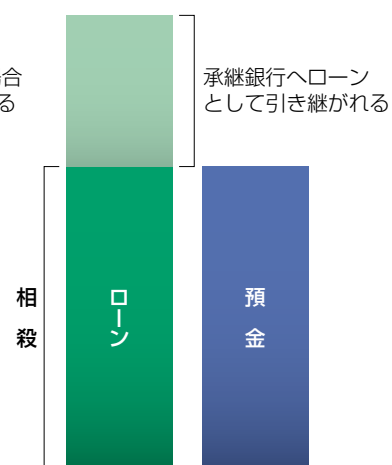
ただし、預金等の種類によって扱いが若干異なります。普通預金など満期のないものは預金者が相殺を申し出ることがで

きます。しかし、定期預金など満期があるものは満期が来れば相殺でき、未到来の場合は預金規定に「満期が未到来でも、経営が破たんした場合は相殺できる」旨が定められていれば、相殺を申し出ることができます(その銀行などが破産宣告を受けた場合は預金規定に関係なく預金者が相殺を申し出ることができます)。預金額より借入金の方が多い場合、相殺を申し込めば相殺した差額が残り、その差額は業務を引き継いだ銀行などに対して返済することになります。

■ 預金がローンより多い場合



■ ローンが預金より多い場合



# Q ゆうちょ銀行や農漁協の貯金も預金保険で 保護されるのですか？

**A** ゆうちょ銀行は預金保険制度に加入しており、一定の条件を満たす預金については、保護されています。また、農協や漁協などの貯金は預金保険制度に類似した制度によって保護されます。

## 解 説

預金と同様の金融商品である貯金を取り扱っていても、預金保険制度の対象外の金融機関があります。農協・漁協などです。

ただし、まったく保護されないわけではありません。これらも以下のような法律や制度によって保護されています。

一方、郵政民営化に伴いゆうちょ銀行は預金保険制度に加入しました。そのため、一定の条件を満たす預金については、保護されています。

農協や漁協(そのほか、水産加工業協同組合と、信用事業を行うこれらの協同組合連合会、さらに農林中金)が取り扱う貯金などは、農水産業協同組合貯金保険という制度によって保護されています。保護される金額や保護の仕組みなどは預金保険制度と類似したもので、農水産業協同組合貯金保険機構では、国が元利金の支払いを保証しています。

	セーフティネット
ゆうちょ銀行	預金保険制度
農漁協の貯金	農水産業協同組合貯金保険制度

## MEMO

### 預金と貯金の違い

預金は銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫など、貯金は農協、漁協などで使われている名称です。名称は異なりますが、実質的な違いはありません。



## 信託銀行の信託商品はなるのですか？



信託銀行等の信託商品は信託法によって信託銀行等の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

また、元本補てん契約がある信託商品は預金保険制度の対象となっています。

### 解 説

信託銀行等の信託商品である金銭信託（一般口）やヒット、スーパーヒット、貸付信託、ビッグなどは信託法によって信託銀行の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

そもそも「信託」とは「お金などの財産を託して運用・管理を任せる」ということです。運用を受託した信託銀行は、自己の勘定とは別に信託財産を運用しなくてはなりません。

また、信託商品は元本補てん契約がある

ものとなないものの2種類に分けられます。このうち元本補てん契約がある信託商品（貸付信託、ビッグなど）は預金との類似性が高いことから預金保険制度の対象となっています。

信託は原則として実績配当（信託によって生じた結果、つまり利益も損失もすべて受益者に帰属すること）です。しかし、契約次第では元本に生じた損失を信託銀行等が補てんすることができます。この元本保証を約束する契約が元本補てん契約です。

### ■ 信託銀行の分別管理

信託銀行が管理する財産

信託財産

信託銀行本体の資産

### MEMO

#### 信託銀行と普通銀行の違い

信託銀行とは信託業務と銀行業務を併せて営む銀行です。信託とはお金などの財産を託して運用・管理を任せることです。この信託を業務として取り扱えるのが信託銀行なのです。信託銀行では金銭のほか、土地や建物などの不動産、債券や株式などの有価証券、車両や船などの動産などを受託することができます。ちょっと変わったところでは遺言を受託することもできます。

保険会社が破たんした場合のセーフティネット

## 保険契約者の保護について

保険はいわば助け合いの精神によって運営されています。

たとえば、死亡保険は被保険者の死亡によって収入が途絶えたり、減ったりすることに備えることを主な目的としています。そこで、同じ目的をもった人たちが保険料を出し合い、被保険者が亡くなったときにその保険料の中から保険金を支払って遺族の生活を保障するわけです。

この助け合いの考え方は生命保険、損害保険を問わず、すべての保険に共通しています。

このように重要な役割を負っている保険は保険会社の破たんによってどんな影響を受けるでしょうか。

まず、払い込んだ保険料が返還されたとしても、加入のときに約束された保障額に届かないことがあります。また、返還された保険料をもとに別の保険会社の保険に加入する場合、本人が年を取っていることはもちろん、健康状態が変わっている可能性もあるため、同じ保障を求めると保険料が高くなったり、場合によっては加入することもできなくなるかもしれません。これでは保険に加入していた意味がなくなってしまいます。

こうしたことから、保険契約者を保護するに当たっては保障機能の維持、確保を第一義とします。破たんした保険会社が保有する保険契約を他の保険会社等に移転・承継するなど、保険契約の継続を目指すのです。



# Q 保険会社が破たんしたら 加入していた保険はどうなるのですか？

**A** 保障機能の維持、確保を第一義として保険契約を他の保険会社等に移転・承継。保険契約の継続を目指します。

## 解 説

保険会社が破たんしたとき、保険契約の継続を目指すのは、それが保険契約者の利益に直結すると考えられるからです。

たとえば、生命保険は通常、同じ死亡保障を得るには年齢が若いほど保険料が安くなります。死亡率の問題などがかわってくるからです。

仮に、保険に加入して10年後に保険会社が破たんしたとしましょう。被保険者は10歳年を取っているわけですから、同じ保障の保険に加入し直そうとすると、保険料が高くなってしまいます。逆に、保険料を同程度に抑えようとする、今度は保

障が小さくなってしまいます。

また、それ以前の問題として、破たんと同時に契約が解除されたり、失効になると、保険契約者は死亡などに対する備えを突然失うこととなります。これでは保険契約者とその家族のライフプランに大きな影響が出てしまうでしょう。そこで、そうした事態を避けるためにも保険契約の継続を目指すのです。

なお、保険会社の破たんとは業務や財産の状況を検討したとき、保険業を続けることが困難な状態になったことなどを意味します。

### ■ 銀行や証券会社で販売された保険商品の場合

2002年より銀行等による生命保険の窓口販売が開始されました。保険契約は保険契約者と保険会社が交わすもので、購入窓口である銀行や証券会社が経営破たんしても、保険契約自体に影響はありません。ただし、保険料を支払うための銀行や証券会社の口座は他の金融機関等へ移す必要が生じます。投資信託などで運用する投資型年金保険などの場合は、運用資金は投資信託委託会社で分別管理され、信託銀行等で管理されます。

## MEMO

### 保険会社の破たん処理

保険会社の破たん処理は会社更生手続きか行政手続きのいずれかによって行われます。会社更生手続きは経営が困難となった会社の更生・事業継続のために行われるもので、裁判所の監督のもとで進められます。一方、行政手続きは金融庁長官の命令によって進められます。

# Q 保険契約は どのように継続されるのですか？

**A** 破たん保険会社の保険契約の移転等を受ける救済保険会社が現れた場合と現れない場合で継続の仕組みは異なります。しかし、いずれの場合でも保険契約者は保険契約者保護機構によって保護されます。

## 解 説

保険契約を継続するに際して重要なポイントになるのが「責任準備金」です。保険契約者が払い込んだ保険料は将来の保険金や満期返戻金などの支払いに備えるため、保険会社によって積み立てられ、運用されます。この積立金が責任準備金です。

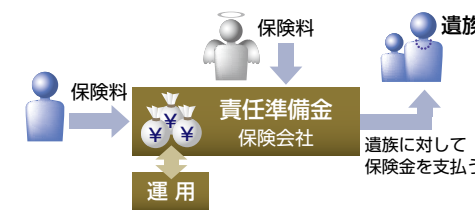
保険会社が破たんすると、一般に破たん保険会社の資産は本来積み立てられるべき責任準備金を下回っています。そのため、保険契約者との間の保険契約をそのまま継続させても、当初約束した保障機能を維持、確保することはほとんど困難になります。

そこで、この場合、保険契約者保護機構が責任準備金の一定割合までを補償するため、資産の不足を補てんすることになります。この措置を通じ、保険契約の継続が図られるのです。

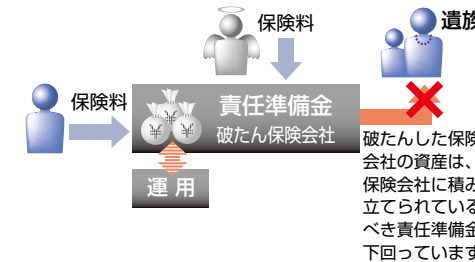
ただし、保険契約を適正、安全に維持するため、予定利率の引き下げなど契約条件が変更されることもあります。

### ■ 責任準備金と保険契約の継続

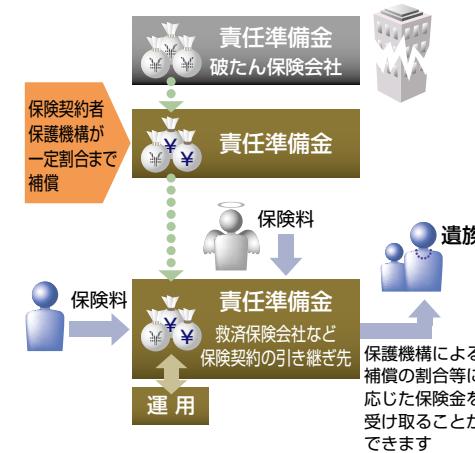
#### ● 通常の保険の支払い



#### ● 保険会社が破たんした場合



#### ● 責任準備金を補償



金融広報中央委員会「金融商品の保護」より



# 保険契約者保護機構とは どのような制度ですか？



責任準備金を一定割合まで補償して保険契約の維持を図り、保険契約者を保護する制度が保険契約者保護機構です。

## 解 説

保険契約者保護機構は国内で営業する生命保険会社と損害保険会社(いずれも外国保険会社の在日支店を含む)を加入対象とし、会員保険会社の経営が破たんしたとき、保険契約者を保護する制度です。これは、保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2つあり、生命保険会社は「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社は「損害保険契約者保護機構」に加入することが義務付けられています。ただし、再保険契約や船主等責任保険契約に係る業務のみを行う保険会社等は加入する必要がありません。

補償の対象となる保険契約と保護の範囲

現在、わが国には保険契約者保護機構が

2つあり、生命保険会社は「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社は「損害保険契約者保護機構」に加入することが義務付けられています。ただし、再保険契約や船主等責任保険契約に係る業務のみを行う保険会社等は加入する必要がありません。

## MEMO

### 契約条件の変更

いったん契約した保険の契約条件(予定利率など)を契約期間中に変更することは、通常はできません。しかし、保険会社が破たんして破たん処理が行われるとき、保険契約を引き続き適正、安全に維持するために必要とされれば、保険業法などによって契約条件を変更することが認められています。

## ■ 補償対象保険契約と保護の範囲<sup>(注1)</sup>

国内で事業を行う生命保険会社の元受保険契約(運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分を除く<sup>(注2)</sup>)は保護機構の補償対象となります。

なお、保護機構による補償対象外の部分については、更生計画等に定めるところによります。

### 1. 生命保険

高予定利率契約<sup>(注3)</sup>を除き破綻時点の責任準備金の90%まで補償。

### 2. 損害保険

		保護の範囲	
		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
損害保険	自賠責保険★ 家計地震保険★	100%まで補償	
	自動車保険★ 火災保険 その他損害保険	破綻後3ヶ月間は保険金を100%まで補償 3ヶ月経過後は、保険金の80%まで補償	80%まで補償
疾病・傷害に関する保険	短期傷害*1、特定海旅*2★		
	年金払型積立傷害保険*3★ 財産形成貯蓄傷害保険★ 確定拠出年金傷害保険★	保険金の90%まで補償	90%まで補償
	その他疾病・傷害保険★		90%まで補償 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

(注1) 保険契約者が、個人・小規模法人\*4、マンション管理組合\*5である場合、保護機構による補償の対象となります。ただし、上表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

\*1・2・3 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

\*4 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をいいます。

1. 日本法人

2. その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

\*5 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

(注2) 補償対象とならない運用実績連動型保険契約の特別勘定部分とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低補償(最低死亡保険金保証、最低年金原資補償等)のない保険契約にかかる特別勘定を指します。一方、更生手続において、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(注3) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が告示所定の「基準利率」を超えていた保険契約(\*)を指します。当該契約については、補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - [(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2]

\* 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なることに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

出典：金融広報中央委員会

# Q 金融機関の安全性をチェックするにはどうすればいいですか？

A 金融機関の安全性は財務内容をチェックすることにより、ある程度まで確認できます。格付けを参考にするとともに、決算書やディスクロージャー誌に目を通すとよいでしょう。

## 解 説

資産形成・運用を行うに当たっては金融商品の商品性をチェックするだけでなく、金融機関そのものに目を向けることも重要になります。仮に、元本保証の金融商品で資産形成・運用を行っても、金融機関の経営が破たんしては元も子もないからです。

金融機関そのものをチェックするときには経営内容の健全性に注目しましょう。健全性とは経営破たんに陥る可能性が低いかどうかということです。

具体的には、資金のやり繰りが円滑に行われているか、利益を每期出しているか、多額の不良債権などを抱えていないか、といった点を確認することになります。

このうち資金のやり繰りに関する能力を「債務の支払い能力」といいます。これ

は「格付け」等(次ページ参照)でチェックすることができます。

一方、利益や損失の状況や程度をチェックするときは決算書やディスクロージャー誌に目を通しましょう。

また、注目すべきポイントは金融機関によって異なります。たとえば、銀行は自己資本比率と不良債権比率、証券会社は自己資本規制比率、保険会社は保有契約高や新規契約高の伸び、ソルベンシー・マージン(保険金支払い余力)比率などです。

とはいえ、健全性をチェックするための絶対的な指標はありません。株価も含め、できるだけ多くの経営・財務情報を集めて分析することです。その際、同業他社と比較することも大切になります。

## MEMO

### ディスクロージャー誌

ディスクロージャー誌とは経営情報開示資料のことです。各金融機関が決算期ごとなどに発行します。決算データのほか、業務内容や事業の方針、中長期的な経営計画、経営理念、商品・サービス案内などが掲載されています。

## 格付け

格付けは本来、債券の発行体の債務の支払い能力を評価するものです。それが転じて金融機関の健全性を判断する目安としても活用されています。

専門家でない個人が決算書などの財務資料を読みこなすのは大変です。ましてやそれに基づき、経営・財務状況を正確に判断するのはさらに難しいでしょう。

そこで、有力な判断材料の1つとして注目できるのが格付けです。

格付けは本来、金融機関を含めた債券の発行体について、債務の支払い能力を評価するものです。その発行体の利息や元本の支払能力がどの程度のレベルにあるのか、債券を購入する際に参考にするわけです。

もちろん、債務の支払能力と金融機関の健全性は必ずしもイコールではありませんが、目安として活用することは十分可能です。複数の金融機関のランキング表を見れば、比較するのも簡単です。

格付けは格付け機関が行います。ムーディーズとスタンダード&プアーズの2社が世界的に有名です。わが国では格付投資情報センターや日本格付研究所などが活動しています。

これらの格付け機関は利害関係のない第三者として中立的な立場から格付けを行います。基本的に、格付けされる側から提出されたデータをもとに、経営の安全性や信用力などを分析・評価します。ただし、公表された情報(有価証券報告書など)だけで分析・評価する「勝手格付け」もあります。格付けを見るときはその違いを知っておいたほうがよいでしょう。

実際の格付けはA、B、Cや+、-などの記号で表されます。その意味は次ページの表のとおりです。

なお、格付けは分析・評価した時期によって変わることも珍しくありません。さらに、同じ発行体に対する格付けが格付け機関によって異なることもあります。あくまで参考資料や目安として活用しましょう。

格付けは変更があった際に新聞などで発表されるほか、格付け機関のホームページでも知ることができます。

## 長期個別債務格付けと定義

長期個別債務格付けは、個々の債務等の支払いの確実性についてのR&Iの意見です。長期個別債務格付けは、債務不履行となる可能性に加えて回収の可能性(債務不履行時の損失の可能性)も評価します。そのため、発行体格付けを下回る、または上回ることがあります。

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

2009年6月現在

### ■ プラス(+)、マイナス(-)表示

AA格からCCC格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。なお、CC格では、契約の内容や回収の可能性などを反映し、長期個別債務格付けを発行体格付けと異なる符号にする場合、プラス、マイナスを付けることがあります。

格付けとは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号によって投資家に情報として提供するものです。個々の債務の格付けには、債務不履行になる可能性と回収の可能性(債務不履行時の損失の可能性)が含まれます。

各社の格付け情報は格付け機関のホームページで検索できます

- |  |  |
|--|--|
| ■ 日本の主な格付機関                                | ■ 米国の主な格付機関  |
| ● 格付投資情報センター(R&I)<br>http://www.r-i.co.jp/ | ● ムーディーズ ジャパン<br>http://www.moodys.co.jp/          |
| ● 日本格付研究所(JCR)<br>http://www.jcr.co.jp/    | ● スタンダード&プアーズ<br>http://www2.standardandpoors.com/ |

投資者保護に関するルールは、今後も状況に応じて変更される可能性があります。詳しくは下記の連絡先、ホームページ等でご確認ください。

預金保険機構ホームページ  
http://www.dic.go.jp/

日本投資者保護基金ホームページ・連絡先  
http://jipf.or.jp/  
03-3667-9670(代)

生命保険契約者保護機構ホームページ  
http://www.seihohogo.jp/

損害保険契約者保護機構ホームページ  
http://www.sonpohogo.or.jp/

あなたと資産の安心のために  
金融商品のセーフティネット

発行：野村証券株式会社  
監修：株式会社野村資本市場研究所  
参考資料：金融広報中央委員会「金融商品の保護」

この冊子の内容は2009年6月15日現在の情報に基づいております。